

キッコーマン健康保険組合
加入者 各位

キッコーマン健康保険組合
理事長 松崎 毅

公 告

平成31年2月18日開催のキッコーマン健康保険組合会にて決議されました「一般保険料率改定」および「キッコーマン健康保険組合規約の一部変更」について、厚生労働省の認可が得られましたので、公告いたします。
改定内容は下記のとおりです。

記

1. 改定内容

(1) 保険料率(一般保険料率及び調整保険料率)の改定

新	旧
1000分の92	1000分の84

(2) 負担割合の改定(規約45条の改定)

第45条 (一般保険料及び調整保険料の負担割合)

新	旧
保険料率の92分の59は事業主、92分の33は被保険者において負担する。	保険料率の84分の57は事業主、84分の27は被保険者において負担する。

2. 施行日

平成31年3月1日

ただし、任意継続被保険者は平成31年4月1日より実施する

3. 改定理由

納付金および保険給付費などの支出増加を補い、財政安定を図るために改定する。

以 上